

期限の利益の喪失特約とボトルキープ論の採否

最一小平成26年7月24日判時2241号63頁①事件

大 木 満

【事実】

1 X（原告・被控訴人・被上告人）は、貸金業者であるA株式会社及び同社を吸収合併したY（被告・控訴人・上告人）との間で、指定された回数に応じて元本及び利息の合計支払額が毎月同額となるよう分割して返済する方式（以下「元利均等分割返済方式」といい、約定の毎月の返済額を「約定分割返済額」という。）の約定で、平成10年3月9日に、400万円を借り受けた（①弁済方法：約定分割返済額を6万8800円とし、これを平成10年4月から平成25年3月まで毎月1日限り支払う〔180回分割〕、②利息：年19.48%、③遅延損害金：年29.20%、④特約：支払期日における支払を遅延したときには、通知及び催告を要せずに期限の利益を失う）。

2 Xは、Yに対し、平成10年3月9日に18万円を支払ったほか、その後も取引終了までおおむね毎月6万8800円を超える金額を支払い続けていた。なお、その一方で、第1審判決別紙計算書4の「利益喪失日」欄記載の各年月日（以下「本件各期日」という。）には何らの支払もせず、期日に遅れて支払がなされていた。

3 このような状況において、Xは、各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生しているなどと主張して、Yに対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還を求めたのに対して、Yは、Xが本件各期日における元本及び利息の支払を遅滞し、期限の利益を喪失したから、本件各期日の翌日から残元本全部に対する遅延損害金が発生したと主張して、過払金の額を争った。

一審・原審とも、Xの過払金の返還請求を以下のように認容した。

一審（福島地会津若松支判平成24年3月7日） 一部認容、一部棄却

最判平成18年1月13日民集60巻1号1頁を引用した上で、「期限の利益喪失特約は、利息制限法の制限超過部分については無効であり、債務者は支払期日に約定の元本及び利息制限法所定の利息の制限額（以下「制限額」という）の支払を怠ったときに期限の利益を喪失し、約定の元本及び制限額を支払っていれば、制限超過部分の支払を怠っても、期限の利益を喪失しないと解すべきである。」

「XがYに支払った積算額を見れば、Xは、Yに対し、元本の約定分割金に制限額を上乗せした金額を180回分割で支払う場合に想定される以上の金額を、約定日である毎月1日以前に支払っているというべきである。このようなXの支払状況からすれば、Xに期限の利益喪失約定が適用される支払の遅滞が存在したとは認められない。けだし、そのように解さないと、Xが、既に元本の分割金と利息制限法所定の利息以上のものを支払っているのに、元本の分割金に利息制限法

共同研究：債権法改正を考える

所定の利息を超過する約定利息の支払を、期限の利益喪失約定によって強制されることになるからである。」

原審（仙台高判平成24年10月10日） 棄却

「返済期日を徒過した場合であっても、債務者が、当該返済期日の時点で、利息制限法所定の利率に基づき支払義務を負う各回の分割金額以上の金額を既に支払っていたことを主張立証した場合には、期限の利益喪失約定は適用されない」

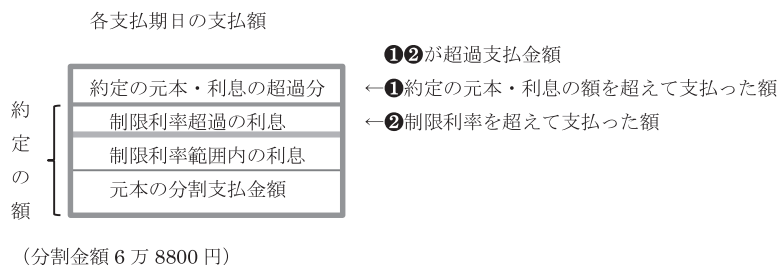
そこで、Yが上告受理申立て。

【判旨】 破棄差戻し

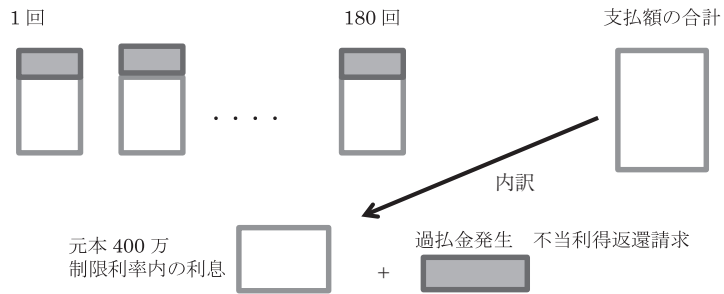
「元利均等分割返済方式によって返済する旨の約定で金銭消費貸借契約が締結された場合において、**①借主から約定分割返済額を超過する額の支払がされたときには、当該超過額を将来発生する債務に充当する旨の当事者間の合意があるなど特段の事情のない限り、当該超過額は、その支払時点での残債務に充当され、将来発生する債務に充当されることはない**と解するのが相当である。また、**②借主から利息制限法1条1項の制限を超えて利息として支払われた部分は、当然にその支払時点での残債務に充当される**（最高裁昭和35年(オ)第1151号同39年11月18日大法廷判決・民集18巻9号1868頁参照）。（筆者挿入：**①②**の数字）

しかるに、原審は、上記特段の事情の有無について審理判断しないまま、Xの支払のうち約定分割返済額を超過する部分や利息制限法1条1項の制限を超えて利息として支払われた部分について、将来発生する債務、すなわち本件各期日における元本だけでなく利息にも充当される旨判断したものである。この原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法がある。」

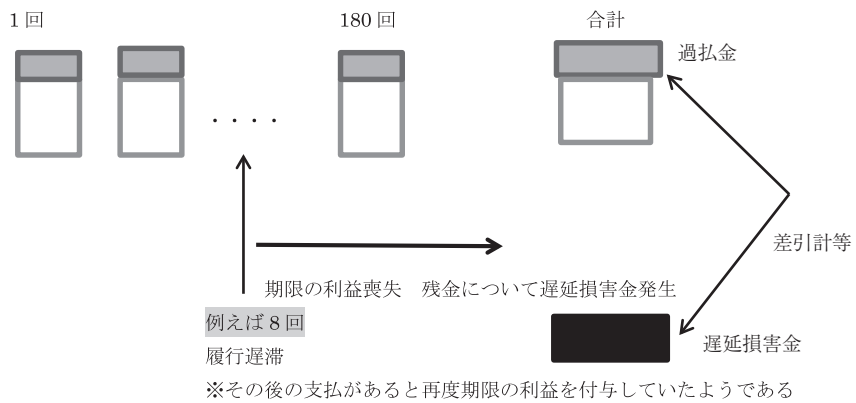
若干の検討



Xの請求

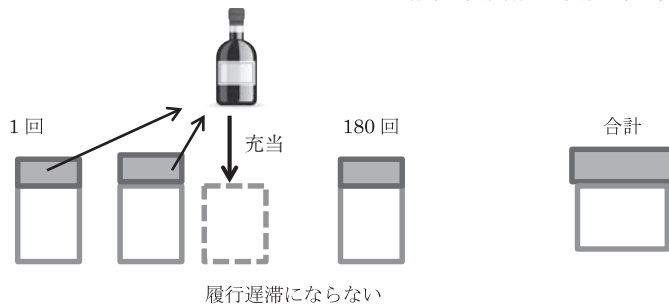


Yの主張



一審・原審

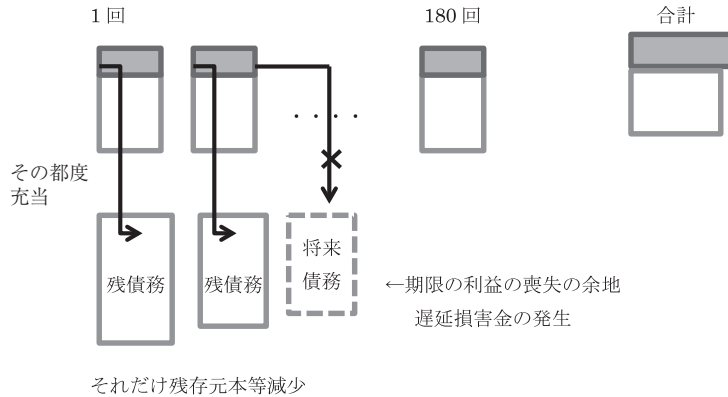
例えば1回から7回の超過金（計：1回分の元本と制限額分がある）を
ボトルキープしておいて将来の支払期日の支払に充当



最高裁

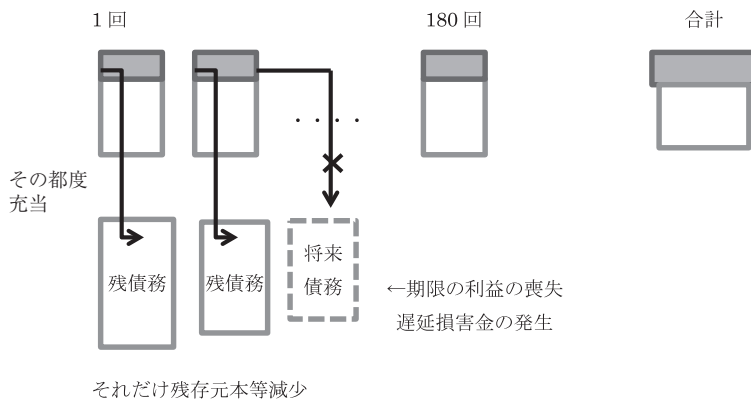
① 約定の分割支払額（元本・利息の額）を超えて支払った額について

特段の事情がない限りその支払時点での残債務（未払いの利息や遅延損害金があれば残存元本）に充当され、将来の利息に充当されることはない



② 約定の返済額で利息制限法の制限利率を超えて支払った額について

当然にその支払時点での残債務に充当



1 本最高裁の意義¹

以下の3点にある。元利均等分割返済方式の金銭消費貸借において、①支払期日に約定の返済額を超える額を返済した場合に、充当合意など特段の事情がない限り支払時点での残債務に充当されるとの新たな判断を初めてしたこと、また②約定返済額で利息制限法所定の上限利率を超える利息を支払った場合にその支払時点での残債務に充当されるか²、支払を怠った期日の返済に充当されるか³について下級審が分かれていたところ、最高裁として初めて支払時点での残債務に充当されると判断したこと。いずれも、支払時点を基準に引き直し計算すること。

2 過払金が発生している場合において、その後の支払期日の履行遅滞があったとき、期限の利益の喪失特約の適用があるかないか

(1) 期限の利益の喪失特約の適用の前提として、まず過払金の充当の仕方によって履行遅滞になるかどうかの問題となったため、最判では、過払金の充当について問題となった。そこで、最高裁によれば過払金はその都度、支払時点での残債務（残存元本等）に、基本的に充当される結果、その後の支払期日の弁済には充当する余地はないかが問題となる。

②については

最高裁昭和39年11月18日民集18巻9号1868頁の考えが妥当することを確認した。すなわち、制限超過利息の元本充当について、債務者が、利息制限法所定の制限を超える金銭消費貸借上の利息や損害金を任意に支払ったときは、この制限を超える部分は、民法491条により残存元本に充当されるとする。→上限利率を超えた利息は無効なので、残る債務は残元本のみであり、当然に元本に充当されることに問題ないとするものが多い（判時の囲みコメント、森永淑子・民商150・6・101）。

①について

最判39年の趣旨からは、約定の元本及び制限利率の利息を除くと、充当の対象となる利息は存在しない以上、残存元本に充当されるはずとされる（判時の囲み）。

また過払金の一連計算の最高裁にも整合的・共通する。

(2) 履行遅滞が現実には生じるかどうかについては、残存元本へ充当後、元本債務の給付義務がどのような内容になるかも関係する。したがって、超過して弁済した額が元本に充当された場合、その後の給付義務はどうなるかが問題となる。

・高秀成・Watch

返済期間の短縮：一番近い支払期日分から消滅、一番遠い支払期日分から消滅

返済額の減額

一番近い支払期日分から消滅とする場合、期限の利益の喪失を先延ばし

・工藤祐巖・平成26年度重判解 5事件

充当後の給付義務の内容は契約の解釈で決まるので、同様の趣旨で期限の利益の喪失特約も再検討されるべき。

(3) なお、超過して支払った金額の充当とは別に、宥恕や信義則による期限の利益喪失特約の適用の制限の余地がある。

高・Watch、工藤・重判など参照。

・宥恕構成履行遅滞後も元利金の一括弁済を求めないで分割支払金の受領を続けたことから、期限の利益の喪失の宥恕があったとするもの。

共同研究：債権法改正を考える

否定例 最判平成21年4月14日判時2047号118頁

- ・信義則違反構成 期限の利益の喪失がないと信頼して支払を継続してきた債務者の信頼を裏切るものとして、期限の利益の喪失の主張を信義則上否定するもの。

最判平成21年9月11日判時2059号55頁

3 ボトルキープ論の問題点

- 本最高裁判決の5日後の同旨の最判平成26年7月29日判決判時2241号65頁についての木内裁判官の補足意見

原審の計算書では、弁済額はまず制限利率内の利息に充当され、残りはその時点の残元本に充当して過払金を計算。ところが、原審は、一定の支払期日の支払を徒過した支払分の利息にも前倒し充当して支払済みとすることは、弁済金を残存元本と将来の利息に二重に充当していることになり、問題であるとする。将来の利息に前倒し充当するのであれば、残元本に充当されないことになり、その後に発生する制限利息増加。元利合計額は、支払時点の元本に充当する場合より増加。支払時点の元本へ充当する場合の利息の軽減という利益の享受ができず、期限の利益の喪失による不利益を上回ることもありうる。

←遅れて当該支払期日の支払額を弁済しているの、あとから補てんされている。

←遅延損害金の利率は利息の利率より高い。

- 最高裁昭和39年判決などの趣旨と整合しない。

4 むすび

以上のことから、原則としては、ボトルキープ論の採用は困難であるように思われるが、判旨①の特段の事情をどう解するかも個々の事案においては重要であるように思われる。なお、通常の場合には、信義則等で期限の利益の喪失特約を制限する方向が良いように思われる。

¹ 最高裁平成26年7月29日判時2241号63頁②事件は、①について同様の判断をした。

² 高松高判平成19年11月29日（平成19ネ114号、193号）（LEX/DB【文献番号】25437033）。ただし、遅延損害金の支払を求めることは信義則違反とする。

³ 広島高判平成10年4月17日（最判平成11年3月11日民集53巻3号489頁の控訴審）、横浜地判平成22年11月5日消費者法ニュース87号54頁。